

麻薬事故届（法第 35 条）

1 内容

所有している麻薬に破損、流出、盗取、所在不明等の事故が生じたときは、速やかに麻薬事故届を届け出なければなりません。

2 提出書類、部数

- ・麻薬事故届 2部
控えを含まない部数です。控えは別にご用意ください。

3 手数料

なし

4 申請時期

事故発生後速やかに

5 提出先

各保健福祉事務所 企画経営課

6 その他

盗取された場合は、すみやかに警察にも届け出てください。

回収できた麻薬については、原則「麻薬廃棄届」を届け出て、麻薬取締員立会いの下で廃棄しなければなりません。ただし、麻薬アンプル注射剤等の破損等事故で回収した麻薬は麻薬廃棄届を提出する必要はありません。

手続きに不明な点がある場合は、速やかに県庁薬務課（0952-25-7082）までご連絡ください。